

産学連携制度における間接経費の見直しについて

国立大学法人弘前大学

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、弘前大学の学術研究及び産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弘前大学では産学連携制度における間接経費の取扱いを変更することといたしました。

このことについては、文部科学省及び経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成28年度策定)」をはじめとする政府方針において、大学と産業界の「組織対組織」の「本格的な共同研究」が期待される一方で、大型の共同研究が進めば進むほど、管理経費の不足が生じ、大学の経営に悪影響を及ぼす可能性が否めないとの分析がなされています。

弘前大学においても、共同研究等の実施にあたっては、直接経費(物品費、旅費、謝金等、共同研究等遂行にあたって直接的に必要な経費)のほかに、間接経費として、研究に関する施設維持管理経費、光熱水料、プロジェクトの管理業務を行うための人件費等の一部を企業等に負担していただき研究活動を実施してきたところです。

それらの必要経費について改めて試算を行った結果、共同研究等の実施に当たって必要となる管理的経費は、全体として直接経費の30%以上となりました。

については、外部機関との研究活動における適正な管理経費をご負担いただくため、下記のとおり、令和6年4月1日より、共同研究等の間接経費の額を直接経費の30%に相当する額へ変更する見直しをさせていただきますたく存じます。

これにより、弘前大学はさらなる産学官連携機能の強化に取り組むとともに、財源の多様化等の経営改革を通じて財政基盤の強化を図り、研究成果を様々な形で社会展開する取り組みを進めて参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 改定内容

- 産学連携制度における共同研究において、間接経費の額を直接経費の30%に相当する額に変更する。
- 産学連携制度における学術指導において、間接経費の額を直接経費の30%に相当する額に変更する。
- 産学連携制度における共同研究講座・共同研究部門において、産学連携推進経費を廃止するとともに間接経費を新設し、間接経費の額を直接経費の30%に相当する額とする。

2. 対象及び適用時期

令和6年4月1日以降に新たに研究が開始される契約。

※変更契約については、研究期間の延長と経費の増額を伴い、期間延長の研究開始日が令和6年4月1日以降の契約。

1.2.に係る詳細は別紙のとおり。

【問合せ先】

国立大学法人弘前大学研究・イノベーション推進機構
研究推進部研究推進課研究推進グループ係長

(産学連携・知財担当) 石岡知之

TEL:0172-39-3911 E-mail:sangaku@hirosaki-u.ac.jp